

報告第 11 号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

大田原市長 津久井富雄

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年8月23日

大田原市長 津久井富雄

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年7月11日、大田原市乙連沢938番地8先、市道乙連沢黒磯線で発生した道路の路面の損傷による車両の損傷事故について、これによる損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 27,892円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額27,892円を支払う。
- (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 大田原市〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇